

公示送達書

下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当徴収課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月22日

兵庫県伊丹市長 中田 慎也

番号	書類を發した日	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
1	令和8年4月15日	伊財税徴S第407号 差押調書(謄本)	有限会社アシスト
2	令和8年4月22日	伊財税徴S第629号 差押調書(謄本)	有限会社アシスト
3	令和8年6月1日	伊財税徴S第1785号 差押調書(謄本)	有限会社アシスト
4			
5			
6			
7			
8			
9			

<備考> 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日経過した時は、書類の送達があったものとみなされます。